

広島県告示第七百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十一年九月七日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年八月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

本郷久井線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備 考
	新	旧	
三原市高坂町真良二五五九番一地先から 三原市久井町土取字姥石二八六番一地先まで	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 三、四六一・ 〇メートル 県道大草三原 線と重複
	延 長 (メートル)	延 長 (メートル)	

一 道路の種類

県道

二 路線名

大草三原線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備 考
	新	旧	
三原市久井町土取字姥石山二三〇番一地先か ら 三原市高坂町真良二九六四番二地先まで	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	
	延 長 (メートル)	延 長 (メートル)	

	新	一三・六〇〇 〇八・八〇〇	二、四四七・ 〇〇	ルート変更 不用物件延長 三、三四二・ 〇〇メートル 県道本郷久井 線と重複
--	---	------------------	--------------	---